

「青森県沖日本海（南側）」、
「山形県遊佐町沖」
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
公募占用指針

記載要領及び様式集

令和 6 年 1 月 策定

令和 7 年 ● 月 改訂

経済産業省

国土交通省

【目次】

第1.	提出書類及び各様式の記載要領.....	1
1.	提出書類様式	1
2.	提出書類の位置付け.....	2
3.	記載内容	3
4.	書式等	4
5.	公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法.....	4
6.	提出方法	4
第2.	様式集	6
1.	公募に関する説明会に関する提出書類.....	7
	【様式1】公募に関する説明会参加申込書	8
2.	公募に関する質問時の提出資料.....	9
	【様式2】質問書	10
3.	公募占用計画の受付時における提出書類.....	11
	【様式3-1-1】表紙 公募占用計画	12
	【様式3-1-2】公募占用計画	13
	【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応	19
	【様式3-1-4】別紙1：事業実施体制.....	47
	【様式3-1-5】別紙2：各企業の役割に応じた実績	50
	【様式3-1-6】別紙3：事業の資金計画・収支計画	58
	【様式3-1-7】別紙4：占用の区域及び配置計画	68
	【様式3-1-8】別紙5：運転開始までのスケジュール	72
	【様式3-1-9】別紙6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	74
	【様式3-1-10】別紙7：施工計画	80
	【様式3-1-11】別紙8：工事の工程	82
	【様式3-1-12】別紙9：運転開始以降のスケジュール	84
	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	85
	【様式3-1-14】別紙11：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法	89
	【様式3-1-15】別紙12：電力安定供給	91
	【様式3-1-16】別紙13：関係行政機関の長等との調整能力	94
	【様式3-1-17】別紙14：周辺航路、漁業等との協調、共生	96
	【様式3-1-18】別紙15：地域経済への波及効果	97
	【様式3-1-19】別紙16：国内経済への波及効果	98
	【様式3-1-20】別紙17：公募占用計画の履行状況等に関する報告方法	99
	【様式3-2-1】表紙 公募参加申込書及び資格審査書類	100
	【様式3-2-2】公募参加申込書	101

【様式 3-2-3】委任状（代表企業以外のコンソーシアム構成員用）	103
【様式 3-2-4】関心表明書（協力企業用）（参考様式）	104
【様式 3-2-5】第一次保証金について	105
【様式 3-2-6】実績を証する書類	106
【様式 3-2-7】金融機関の関心表明及び実績を証する書類	107
【様式 3-2-8】宣誓書	108
4. 保証金に関する提出書類	111
【様式 4-1】保管金提出書	112
【様式 4-2】保証状（第1次保証金）	113
【様式 4-3】保証状（第2次保証金及び第3次保証金）	114
【様式 4-4】保証状提出時に使用する連絡票	115
【様式 4-5】保管金払渡請求書	116
【様式 4-6】保証状の返却依頼書	117
【様式 4-7】再生可能エネルギー電気の供給開始報告	118
【様式 4-8】第2次保証金及び第3次保証金の没収免除申請書	119
5. 選定又は非選定理由に関する提出書類	120
【様式 5】選定事業者の選定結果に係る確認書	121
6. 辞退及び変更に関する提出書類	122
【様式 6-1】辞退届	123
【様式 6-2】公募占用計画変更申請書	124
【様式 6-3】制度変更希望届	125
7. 防衛省への確認に係る提出書類	126
【様式 7】防衛省への影響確認書（参考様式）	127

第1. 提出書類及び各様式の記載要領

1. 提出書類様式

本要領において使用している用語の定義は、本要領で定めるものを除き、本公募占用指針に定めるところによる。

各種提出書類は表1に定めた様式番号、提出方法、ファイル形式、ページ上限目安を確認のうえ、本公募占用指針及び本要領にしたがい必要事項を記載すること。

表1 提出書類様式の一覧

様式の名称	様式番号	提出方法及び部数	ファイル形式	ページ数上限
1. 説明会参加申込時における提出書類				
洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書	1	電子メールで提出	MS Word	
2. 質問の受付時における提出書類				
洋上風力発電事業の公募に関する質問書	2	電子メールで提出	MS Word	
3. 公募占用計画の受付時における提出書類				
3-1. 公募占用計画				
表紙（公募占用計画）	3-1-1	正本を格納したCD-R又はDVD-Rを1枚及び副本を格納したCD-R又はDVD-Rを2枚提出	MS Word	別紙1～17全体で360頁以内とすること（厳守）
公募占用計画	3-1-2		MS Word	
事業実現性に係る各評価の考え方への対応	3-1-3		MS Word	
別紙1：事業実施体制	3-1-4		MS Word	
別紙2：各企業の役割に応じた実績	3-1-5		MS Word	
別紙3：事業の資金計画・収支計画	3-1-6		MS Word	
別紙4：占用の区域及び配置計画	3-1-7		MS Word	
別紙5：運転開始までのスケジュール	3-1-8		MS Word	
別紙6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	3-1-9		MS Word	
別紙7：施工計画	3-1-10		MS Word	
別紙8：工事の工程	3-1-11		MS Word	
別紙9：運転開始以降のスケジュール	3-1-12		MS Word	
別紙10：運転及び維持管理計画	3-1-13		MS Word	
別紙11：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去方法	3-1-14		MS Word	
別紙12：電力安定供給	3-1-15		MS Word	
別紙13：関係行政機関の長等との調整能力	3-1-16		MS Word	

別紙14：周辺航路、漁業等との協調、共生	3-1-17		MS Word	
別紙15：地域経済への波及効果	3-1-18		MS Word	
別紙16：国内経済への波及効果	3-1-19		MS Word	
別紙17：公募占用計画の履行状況等に関する報告方法	3-1-20		MS Word	
3-2. 公募参加申込書及び資格審査書類				
表紙（公募参加申込書及び資格審査書類）	3-2-1	同上		
公募参加申込書	3-2-2			
委任状（代表企業以外のコンソーシアム構成員用）	3-2-3			
関心表明書（協力企業用）	3-2-4			
第一次保証金について	3-2-5			
実績を証する書類	3-2-6			
金融機関の関心表明及び実績を証する書類	3-2-7			
宣誓書	3-2-8			
4. 保証金に関する提出書類				
保管金提出書	4-1	正本 1部		
保証状（第1次保証金）	4-2			
保証状（第2次保証金及び第3次保証金）	4-3			
保証状提出時に使用する連絡票	4-4			
保管金払渡請求書	4-5			
保証状の返却依頼書	4-6			
再生可能エネルギー電気の供給開始報告	4-7			
第2次保証金及び第3次保証金の没収免除申請書	4-8			
5. 非選定理由に関する提出書類				
選定事業者の選定結果に係る確認書	5	電子メール で1部 提出		
6. 辞退及び変更に関する提出書類				
辞退届	6-1	1部		
公募占用計画変更申請書	6-2	1部		
7. 防衛省への確認に係る提出書類				
防衛省への影響確認書	7	1部		

2. 提出書類の位置付け

書類の作成に当たっては、本公募占用指針を熟読し作成するとともに、公募占用計画の審査上及び認定上の位置付けをよく理解すること。

3. 記載内容

各様式の作成については、表1記載のページ数上限を踏まえながら、冒頭に目次（項目名及び頁番号が分かるもの）を作成した上で、平易な文章で具体的かつ明確に記述すること。また、記載内容を具体的かつ明確に説明するために必要な根拠資料がある場合は、適宜添付資料として別添すること。

応募する際の形態に応じて、各種様式において応募コンソーシアム、代表企業、構成員等と記載してある箇所は適宜編集して様式を使用すること。

企業名は正本のみに記載し、副本には、応募企業名（SPC名含む）、コンソーシアム名、コンソーシアム又はSPCの構成員の企業名、協力企業等のサプライヤーや施工事業者等の企業名、上記企業に所属する個人名の記載は行わないこと（ロゴマーク等の企業を類推できる記載も不可）とし、具体名は正本に添付する読み替え表に記載すること。ただし、応募企業もしくはコンソーシアム又はSPCの構成員に該当する場合を除き、風車メーカーやアドバイザー等（資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。）は、仮に協力企業であったとしても、副本に具体名を記載すること。

また、副本においては、実績として記載する「事業名」（実績数の乏しい国内洋上風力発電事業の場合は「実績の場所」も含む）は具体名を記載せず「事業A」「B県」などと記載し、正本に添付する読み替え表に具体名を記載すること。

【留意事項】

- ①正副双方とも、公募参加者や構成員の企業名等を記載せず、正本に公募参加者や構成員の企業名等の読み替え表を添付する形式も可とする（推奨）。
- ②添付資料を匿名化する際は、PDFの墨消し機能等を使用し、編集で内容を確認できないようにすること。

提案を分かりやすく説明するための模式図やイラスト等による表現は可能とする。各様式において記述による説明が必要とされている事項（必須記載事項）については、必ず記述すること。記述のない場合は失格とすることがある。ただし、特に様式3-1の各別紙について、記載事項に対応する内容の場所が分かりやすく明記されている場合は、事業者の判断で表等の形式を適宜修正・追加することは可とする。

各様式間においては、記載内容の整合性を図ること。造語や略語は、専門用語や一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

他の様式や添付資料に関連する記載がある場合に、別様式の記載を参照・引用し簡潔に記載することは可能である。なおその際は、他の様式や添付資料に関連する事項が記述されていることが分かるよう、該当するページ番号を記述すること。

様式中の注記や記載要領指示等は、公募参加者において適宜削除してよい。ただ

し、記載の有無等を確認しやすいように、可能な限り様式中の番号及び順番に従って記載すること。

4. 書式等

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とすること（様式集に指定のある場合を除く）。

図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度とし、左20mm、右15mm程度の余白を設定すること。

会社概要及び実績を証する書類については、パンフレット等の使用を認める。

各提出書類への押印・印鑑証明書添付については、以下の提出方法をもって替えることが可能である。

(1) 電子署名+タイムスタンプ+電子証明書

(2) 署名+署名認証（公証人証明、署名前3か月以内のもの）

これらの方法による場合は、押印欄を削除の上署名欄を設ける等、必要に応じて様式を修正の上、提出すること。なお、押印のみ（印鑑証明書の添付不要）の様式については、電子署名又は署名をもって替えることができる。

5. 公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法

各様式は、以下の2部構成にして取りまとめのうえ提出すること。

表紙名	内容
公募占用計画	【様式3-1-1】～【3-1-20】及び添付書類
公募参加申込書及び資格審査書類	【様式3-2-1】～【3-2-8】及び添付書類

書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。なお、各様式のページ数の上限の目安は、表1に記載のとおり（添付資料は除く）とする。

添付資料を含めた提出資料の記載事項間で、内容の齟齬がある場合は、当該箇所に関して評価しないことがある。

6. 提出方法

参加資格審査書類及び公募占用計画は、正本及び副本を指定の方法・部数にて提出すること。

各様式は、Microsoft Wordを使用して作成すること。

各提出書類については、各情報が保存されているCD-R又はDVD-Rを正本1枚、副本2枚提出すること（表1にファイル形式の指定がないものはPDF形式で、表1に

Microsoft Wordの指定があるものは、PDFファイルに加えてMicrosoft Wordのファイルも併せて提出すること。添付資料や根拠資料の提出に当たり、表計算ソフトを使用して作成する場合は、計算の数式及び他のシートとのリンクを残したままとし、再計算等が可能な状態で提出すること。様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット&ペーストができる状態のまま提出すること。)

なお、法人登記事項証明書、宣誓書等の印鑑証明書の添付が必要な書類について、「電子署名+タイムスタンプ+電子証明書」を使用しない場合は、上記の正本・副本とともに、原本や印鑑証明書を1部紙媒体で提出すること。

なお、電子媒体の提出に当たっては、フォルダを以下の例のとおり分かりやすい構成で提出すること（推奨）。

<電子媒体提出時のフォルダ構成例>

正本

【正本】 3-1_公募占用計画 別紙本体

3-1-01_表紙

3-1-02_公募占用計画

3-1-03_事業実現性に係る各評価の考え方への対応

3-1-04_別紙1_事業実施体制

添付資料_正本（フォルダ）

別紙1本体のPDF及びWord

.....

副本

【副本】 3-1_公募占用計画 別紙本体

3-1-01_表紙

3-1-02_公募占用計画

3-1-03_事業実現性に係る各評価の考え方への対応

3-1-04_別紙1_事業実施体制

添付資料_副本（フォルダ）

別紙1本体のPDF及びWord

.....

第 2 . 様式集

1. 公募に関する説明会に関する提出書類

【様式 1】公募に関する説明会参加申込書

令和 年 月 日

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における
洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書

経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

名 称：

所在地：

令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する説明会への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

- ※ 当日は公募占用指針、記載要領及び様式集をご用意ください。
- ※ 回線の都合上、1社3回線での参加に制限する予定です。

2. 公募に関する質問時の提出資料

【様式 2】 質問書

令和 年 月 日

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における 洋上風力発電事業の公募に関する質問書

令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募について、以下のとおり質問を提出します。

名 称		
住 所		
部 署		
提出者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

No	資料名	タイトル	該当箇所				質問
			頁	項			
1	(記入例) 公募占用指針	〇〇〇	1	1	(1)	A) -a)-①	
2							
3							
4							
5							

- ※ 該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。
- ※ 行が不足する場合は適宜追加してください。
- ※ それぞれの資料ごとに当該箇所の順に記入してください。
- ※ 行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。
- ※ 公募占用指針等の公表後に改訂された資料に関する質問については、当該資料の改訂日を資料名欄に記入してください。
- ※ PDF化せずに、Word様式にて提出すること。

3. 公募占用計画の受付時における提出書類

〇〇沖
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

公募占用計画

応募企業名 又は 応募コンソーシアム名を記載
「正本」 又は 「副本」 を記載

【様式 3-1-2】 公募占用計画

公募占用計画

- 1) 公募参加者について
応募企業 (SPC 含む)

事業者名	
住所	
法人番号	
法人の代表者	(役職、氏名、生年月日)
法人の役員	(役職、氏名、生年月日)
	(役職、氏名、生年月日)
担当者	(所属、氏名)
連絡先	(電話、FAX、E-mail)

コンソーシアム又は SPC 参加の場合

コンソーシアムの名称 (SPC の場合不要)		
代表企業	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	法人の代表者	(役職、氏名、生年月日)
	法人の役員	(役職、氏名、生年月日)
		(役職、氏名、生年月日)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話、FAX、E-mail)
	役割	
	出資比率 (予定含む)	
議決権保有割合 (予定含む)		
構成員①	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	法人の代表者	(役職、氏名、生年月日)
	法人の役員	(役職、氏名、生年月日)
		(役職、氏名、生年月日)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話、FAX、E-mail)
	役割	
	出資比率 (予定含む)	
議決権保有割合 (予定含む)		

- ※1 コンソーシアムについては、選定事業者として選定された後に設立又は利用する予定の SPC の出資比率及び議決権保有割合 (いずれも予定含む。) を記載すること。
- ※2 ほかの公募参加者との資本関係を確認するため、公募参加者 (コンソーシアム又は SPC 参加の場合は代表企業及びその構成員) 自らの資本構成において、議決権 40% 以上の者がいる場合は、当該者の名称・議決権保有割合が分かる資料を添付すること。議決権 40% 以上の者がいない企業がいる場合は、当該企業の名称が分かる資料を添付すること。

※3 ほかの公募参加者との人的関係を確認するため、以下に該当する場合は、それがわかる資料を添付すること。該当しない場合においても、該当がない旨が分かる資料を添付すること。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 公募参加者の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 公募参加者の役員が、他の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 公募参加者の管財人が、他の会社等の管財人を現に兼ねている場合

協力企業を記載する場合

協力企業①	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話、FAX、E-mail)
	役割	

※記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

2) 占用に係る事項について

1. 促進区域内海域の占用の区域 ※詳細は別紙4に記載	〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	発電設備（変電設備等を含む。）による占用面積合計： ●●m ²
	海底送電線及び通信ケーブルの総長： ●●m ※促進区域内海域に配置するものの延長のみを記載すること。

2. 促進区域内海域等の占用の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
-------------------	------------------------

3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等

<p>1. 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期</p>	・概要は以下		
	発電設備の名称		
	発電設備の出力 (kW) ※系統に流す最大出力。		
	設置を予定する発電設備の概要	製造事業者名	
		型式番号	
		1基あたりの規模 (kW)	
		設置基数	
		合計出力 (規模 × 基数)	
	設置工事開始予定日	年 月 日	
	系統連系予定日	年 月 日	
事業の実施時期 (運転開始予定日) ※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。) 第 9 条第 4 項の認定 (以下「FIP 認定」という。) を受けた日から起算して 8 年が経過した日以前の日とすること。 ※選定事業者は選定の通知があった日の翌日から起算して 1 年以内に FIP 認定の申請及び申請を行った日から 6 か月以内に FIP 認定を受けなければならない。	FIP 認定を受けた日から起算して 年 月 日後 (令和○年○月○日)		
事業の終了時期 (運転停止予定日) ※占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の終了時期を下段に参考として記載すること。	○年○月○日 から ●年●月●日		
撤去解体時期 ※占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の撤去解体時期を下段に参考として記載すること。	○年○月○日 から ●年●月●日		
・詳細は別紙 5 及び別紙 9 に記載			

2. 再エネ特措法第2条の2第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等	風力発電設備（着床式洋上風力）
3. 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	・詳細は別紙6に記載
4. 工事実施の方法	・詳細は別紙7に記載
5. 工事の時期	・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ・詳細は別紙8に記載
6. 当該発電設備の出力	●●kW
7. 供給価格	<p>●円/kWh □供給価格が、公募占用指針第2章（3）1）で定める上限額を下回っていること</p> <p>※供給価格の水準が上記に該当する場合、上の□にチェックを入れること。 ※具体的な金額は正本のみに記載し、副本には記載しないこと（副本には上記のチェックのみ記載）。 ※円単位、小数点第2位まで記載すること（消費税相当額は含めず）。</p>
8. 当該発電設備の維持管理の方法	詳細は別紙10に記載
9. 当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第1号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項	<p><設置時></p> <p>・●●港 ●●埠頭 （「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭である場合）独占排他的な使用期間：令和 年 月 日から 年 月 日まで ・詳細は別紙8に記載 ※複数の港湾を利用する計画の場合は、全ての港湾について記載すること</p>
	<p><維持管理時></p> <p>・維持管理時：●●港 ●●埠頭 ・詳細は別紙10に記載 ※複数の港湾を利用する計画の場合は、全ての港湾について記載すること</p>
10. 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合における当該発電設備の撤去の方法	<p>・撤去費用：〇〇円（〇円/kW） ・保証の方法の概要： ・詳細は別紙11に記載</p>
11. 関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項	・詳細は別紙13に記載

12. 資金計画及び収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総調達予定額： ●●円 ・うち自己資本による調達予定額： ●●円（●%） ・うち負債による調達予定額： ●●円（●%） ・詳細は別紙3に記載
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4) その他必要な事項

1. 事業の実施能力に関する事項		
事業の確実な実施	別紙1：事業実施体制 別紙2：各企業の役割に応じた実績 別紙3：事業の資金計画・収支計画 別紙4：占用の区域及び配置計画 別紙5：運転開始までのスケジュール 別紙6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造 別紙7：施工計画 別紙8：工事の工程 別紙9：運転開始以降のスケジュール 別紙10：運転及び維持管理計画 別紙11：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去方法	
安定的な電力供給	別紙12：電力安定供給	
2. 地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項		
地域との調整	別紙13：関係行政機関の長等との調整能力 別紙14：周辺航路、漁業等との協調、共生	
波及効果	別紙15：地域経済への波及効果 別紙16：国内経済への波及効果	
3. 公募占用計画の履行状況の報告に係る事項	別紙17：公募占用計画の履行状況等に関する報告方法	
4. 遵守すべき事項等		
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）への適合について	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	発電設備又は発電設備を囲う柵堀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。	<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を	<input type="checkbox"/>

	受けたときは、適切な方法により協力すること。	
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造とすること	<input type="checkbox"/>
	この発電事業に係る発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。	<input type="checkbox"/>
その他の遵守事項	様式 3-2-8：宣誓書	

※事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したもの

5) 公募占用計画の要旨

別添のとおり。

※様式自由（A3 横 1 枚）で作成すること。

※本公募占用指針第 7 章（3） 3）で定める「選定結果公表時の公表内容」（以下に引用）を網羅する内容とすること。ただし、公募時点においては、ア) iii) は除く。

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- i) 供給価格
- ii) 事業実施体制
- iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）
- iv) サプライチェーン形成計画の概要
- v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応

事業実施体制・事業実施実績（別紙 1～2 関係） 評価の考え方への対応

事業実施体制・事業実施実績（別紙 1～2 関係）		評価の考え方への対応	
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても 10 行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル (右記のいずれも満たすもの)	① 応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。		
	② 各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。(事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。)		
	③ 当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。又は、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。		
良好 (「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの)	・ 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。		
ミドルランナー (「良好」の基準を満たすものうち、右記のいずれも満たすもの)	① SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。		
	② SPC の意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。		

	③ 緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。		
優れている （「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、右記を満たすもの）	・ 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。		
トップランナー （「優れている」の基準を満たすもののうち、右記を満たすもの）	・ 当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。		

事業実施体制・事業実施実績（別紙1～2関係） 要旨

事業実施体制・事業実施実績（別紙1～2関係） 要旨

（1 ページ以内）

資金・収支計画（別紙3関係） 評価の考え方への対応

資金・収支計画（別紙3関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても10行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル (右記のいずれも満たすもの)	① 主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。		
	② 必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。		
	③ 事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイカー情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。		
	④ 当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。		
	⑤ 撤去費用が適切に確保されているもの（撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの）		
良好 (「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、右記のいずれも満たすもの)	① 公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、すべてのケースでLLCR（ $LLCR = \Sigma (\text{元利金支払前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本}$ ）が1.0以上のもの。		
	② プロジェクトファイナンス以外の借入による資金調達を予定する場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA-又はA3以上の金融機関か		

	ら当該資金調達額のLOIを取得しているもの。		
ミドルランナー (「良好」の基準を満たすもののうち、右記を満たすもの)	・ 財務やテクニカルアドバイザー等 ¹ の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。		
優れている (「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、右記のいずれも満たすもの)	① 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。		
	② プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等 ¹ の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。		
トップランナー (「優れている」の基準を満たすもののうち、右記を満たすもの)	・ 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。		

資金・収支計画（別紙3関係） 要旨

資金・収支計画（別紙3関係） 要旨

（1 ページ以内）

運転開始までの事業計画（別紙4～8関係） 評価の考え方への対応

運転開始までの事業計画（別紙4～8関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても10行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル (右記のいずれも満たすもの)	① 選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。		
	② 航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。		
	③ 騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。		
	④ 促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。		
	⑤ 洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。		
	⑥ 施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。		
	⑦ 自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。		
	⑧ 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。		
	⑨ 協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。		

<p>良好 （「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。 		
<p>ミドルランナー （「良好」の基準を満たすものうち、右記のいずれも満たすもの）</p>	<p>① ウェイクの影響等を考慮し、超過確率 P50 の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。</p>		
	<p>② 国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。</p>		
	<p>③ サイトに応じて求められる水準の型式認証（CLASS T など）を取得済みの風車を用いているもの、又は同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。</p>		
	<p>④ 工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの。</p>		
	<p>⑤ 工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。</p>		
<p>優れている （「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が優れていると評価されるもの。 		
<p>トップランナー （「優れている」の基準を満たすものうち、右記の</p>	<p>① 運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。</p>		

いずれも満たすもの)	② 設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。		
------------	-------------------------------------------------------	--	--

運転開始までの事業計画（別紙４～８関係） 要旨

運転開始までの事業計画（別紙４～８関係） 要旨

（２ページ以内）

運転開始以降の事業計画（別紙9～11関係） 評価の考え方への対応

運転開始以降の事業計画（別紙9～11関係）		評価の考え方への対応	
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても10行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル (右記のいずれも満たすもの)	① 各種法令への対応が明記されているもの。		
	② 「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。		
	③ 運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。		
	④ 撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。		
	⑤ 撤去費用の確保方法が示されているもの（撤去期限までに必要額の積立や金融機関からのLOI取得）。		
	⑥ 協議会意見とりまとめの発電事業の実施に係る留意点を考慮した維持管理計画となっているもの。		
良好 (「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの)	・ 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。		
ミドルランナー (「良好」の基準を満たすものうち、右記のいずれも満たすもの)	① 各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。		
	② 撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。		

<p>優れている （「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、右記を満たすもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。 		
<p>トップランナー （「優れている」の基準を満たすもののうち、右記を満たすもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。 		

運転開始以降の事業計画（別紙 9 ～ 11 関係） 要旨

運転開始以降の事業計画（別紙 9 ～ 11 関係） 要旨

（1 ページ以内）

電力安定供給（別紙 1 2 関係） 評価の考え方への対応

電力安定供給（別紙 1 2 関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても 10 行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル	・ 主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル、船舶）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されているもの。		
良好 （「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの）	・ 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。		
ミドルランナー （「良好」の基準を満たすものうち、右記のいずれも満たすもの）	① ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、（i）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ii）サプライチェーンの複線化、（iii）調達期間の短納期化 等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。		
	② ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保、物流拠点や輸送手段の確保等を具体的に検討している。		
優れている （「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの）	・ 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。		

<p>トプランナー （「優れている」の基準を満たすものうち、右記を満たすもの）</p>	<p>・ 安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&Mの取組内容が特に優れていると評価されるもの。</p>		
-------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	--	--

電力安定供給（別紙 1 2 関係） 要旨

電力安定供給（別紙 1 2 関係） 要旨

（1 ページ以内）

関係行政機関の長等との調整能力（別紙 1 3 関係） 評価の考え方への対応

関係行政機関の長等との調整能力（別紙 1 3 関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても 10 行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル (右記のいずれも満たすもの)	① 【山形県】事業の実施に当たって調整先となる関係行政機関が特定されているもの。		
	② 事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。		
	③ 関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。		
	④ 当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。		
良好	【青森県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。		
	【山形県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績（※）があるもの。		
ミドルランナー	【青森県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の		

	洋上や沿岸部における事業) について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。		
	<p>【山形県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i) 、 ii) のいずれかを満たすもの。</p> <p>i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長及び自治組織等との調整実績 (※) があるもの。</p> <p>ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業 (漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業) について、関係行政機関の長及び自治組織等との調整実績 (※) があるもの。</p>		
優れている	【青森県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。		
	【山形県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績 (※) があるもの。		
トップランナー	【青森県】「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。		
	【山形県】「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績 (※) があるもの。		

(※) 「調整実績」についての考え方【山形県】

「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。

関係行政機関の長等との調整能力（別紙13関係） 要旨

関係行政機関の長等との調整能力（別紙13関係） 要旨

（1ページ以内（厳守））

※事業者名が特定できないように記載すること。

※本要旨を用いて都道府県知事が関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行う。

周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙14関係） 評価の考え方への対応

周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙14関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても10行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル	【青森県】協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。		
	【山形県】以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①周辺航路や環境保全等の地域の安全に関する内容が、明らかに不適切ではないもの。 ②協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された以下のi)、ii)について、全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容ではないもの。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3.(1)及び(2))に関する具体的な内容 ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4.(2)①～③及び(3)①～③)に関する具体的な内容		
良好	【青森県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。		
	【山形県】「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。		
ミドルランナー	【青森県】「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色(地域や産業に関する自治体の計画・戦略等)を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。		

	【山形県】「良好」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。		
優れている	【青森県】「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特徴（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。		
	【山形県】「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、本県漁業の現状や課題を十分に踏まえた具体的かつ実現可能性のある漁業協調策・振興策の提案があり、その内容が優れているもの。		
トップランナー	【青森県】「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特徴（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。		
	【山形県】「優れている」と評価されるもののうち、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、特に優れているもの。		

周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙14関係） 要旨

周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙14関係） 要旨

（1ページ以内（厳守））

※各協調・共生策毎にそれぞれ内容を簡潔に1つの項目に記載すること。その際、配置計画を除き、図表は用いず文字だけで記載すること。協議会意見とりまとめ記載の地域振興策・漁業振興策との対応が分かるように記載すること。

※事業者名が特定できないように記載すること。

※本要旨を用いて都道府県知事が関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行う。

※別紙4に記載する風車配置計画を記載すること。

地域経済波及効果（別紙15関係） 評価の考え方への対応

地域経済波及効果（別紙15関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても10行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル	【青森県】経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。		
	【山形県】以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された地域の「振興策」(4.(1)①～⑥)全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容でないもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。		
良好	【青森県】経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準(※)を踏まえつつ、具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。		
	【山形県】以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテ		

	<p>ナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。</p>		
ミドルランナー	<p>【青森県】 経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。</p>		
	<p>【山形県】 以下の①、②のいずれも満たすもの。</p> <p>①「良好」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。</p> <p>②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。</p>		
優れている	<p>【青森県】 「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、高い波及効果を有するもの。</p>		
	<p>【山形県】 「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、遊佐地域の現状や課題を適切に踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域振興策の提案があり、その内容が優れているもの。</p>		
トップランナー	<p>【青森県】 「優れている」と評価されるものうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。</p>		
	<p>【山形県】 「優れている」と評価されるものうち、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、特に優れているもの。</p>		

(※) 青森県知事の評価基準

協議会意見とりまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ、地元港湾として青森港、津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価する。

地域経済波及効果（別紙15関係） 要旨

地域経済波及効果（別紙15関係） 要旨

（1ページ以内（厳守））

※事業者名が特定できないように記載すること。

※本要旨を用いて都道府県知事が関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行う。

国内経済波及効果（別紙16関係） 評価の考え方への対応

国内経済波及効果（別紙16関係） 評価の考え方への対応			
評価区分	評価の考え方	評価の考え方を満たしているとする根拠 ※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。 ※多くても10行程度を目安	評価の考え方に対応する記載箇所 (別紙番号・項目名等)
最低限必要なレベル	・ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。		
良好	・ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。		
ミドルランナー	・ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。		
優れている	・ 「ミドルランナー」に評価されるもののうち、高い波及効果を有するもの。		
トップランナー	・ 「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。		

国内経済波及効果（別紙16関係） 要旨

国内経済波及効果（別紙16関係） 要旨

（1 ページ以内）

【様式 3-1-4】別紙 1：事業実施体制

別紙 1：事業実施体制	本様式ページ番号/ページ数
-------------	---------------

1. 事業の実施体制

(1). 事業実施体制の概要

	風車※の設置	海洋土木工事	発電事業の運営 (O&M)
事業の実施・管理	(例. ○○会社 (※役割項目))		
EPC等			

※応募企業、コンソーシアム又はSPCの構成員や協力企業等の役割分担等について上記の表形式で概要整理の上、その詳細を記載すること（建設／運営 (O&M) 等の段階別に役割の詳細について記載すること）。

※複数社が当該業務に担う場合は、当該業務における中心的な役割を担う主体について記載すること。その他の企業については「(2). 事業実施体制の補足」にて記載すること。

※「風車の設置」にはタワーも一体的なものとして含む。

※上記の役割をさらに細分化して、それぞれの役割の主たる者を整理、記載いただいて構いません。

(2). 事業実施体制の補足

※その他、事業の実施体制に関して、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するための検討内容及び考え方があれば記載すること。

2. SPC の体制

(1). SPCの概要 等

SPC の 名 称 (予 定)	
SPC設立状況	<input type="checkbox"/> 設立済み <input type="checkbox"/> 設立予定 (設立予定年月： 年 月)
SPCの所在地	
資本金額	
出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率	
※コンソーシアムやSPC等、複数企業が参画する事業体を公募参加主体とする場合に、その経営判断や事業判断を行う主体が誰（又はどの機関）にあるかを明示すること。	
事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針	

(2). SPCの経営と業務執行、主たる役員の専門分野、経歴 等

※SPCなど事業を実施する会社の想定される役員構成、役員氏名、現所属及び肩書、役員の専門分野、経歴（特に洋上風力発電事業に関するもの。開発・建設・運転どの段階の経験なのか詳細が分かるもの。）を記載すること。

※複数海域の入札に参加する場合、かつ、SPCなど事業を実施する会社に配置することが想定される役員が複数海域で重複する場合、事業遂行に影響しない根拠を記載すること。

※SPCなど事業を実施する会社の経営と業務執行の形態（意思決定方法）について記載すること。

※SPCなど事業を実施する会社の出資者となる企業のSPC経営及び業務執行上の役割分担等について記載すること。

- 添付書類（様式自由：コンソーシアム構成員間の覚書、株主間協定案、等）

(3). SPCのリスク管理体制

※SPCのリスク管理体制を記載すること。

(4)．SPCの地域共生に関する体制

3．緊急時の体制

※関係機関との連絡体制、緊急時における対応手段、緊急時対応訓練の実施方法等を記載すること。

4．リスクの特定・分析

※各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

(1)．緊急事態（自然災害やサイバー攻撃等）により、想定していた建設・運転が中断・休止又は遅延するリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(2)．コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(3)．委託事業者（風車メーカー、EPC、相対取引、O&M等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先）との契約交渉（価格面等）が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(4)．コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、又は、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(5). 委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(6). その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

【様式 3-1-5】別紙 2：各企業の役割に応じた実績

別紙 2：各企業の役割に応じた実績	本様式ページ番号/ページ数
<p>※以下の役割を担う者について、役割に応じた実績がある場合は、その詳細を以下の表に記載すること。</p> <p>※なお実績の記載にあたっては、別紙 1 の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を主に担う者の実績を 1 件とすること。ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能とする。その場合は適宜表を追加して記載すること。</p> <p>※各者毎の実績一件につき、1 ページに収まるように記載すること。</p> <p>※事業への出資参画のみの実績を記載することは不可。</p> <p>※原則、公募占用計画提出段階で完成している実績を評価対象とする（実証事業を含む。海洋土木工事の実績については公募開始日前 10 年以内に工事が完了している実績に限る）。ただし、部分的に完工している実績については、当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本事業との親和性の観点から評価対象とする。</p> <p>※EPC 等を担う企業については関心表明書【様式 3-2-4】を提出した協力企業を記載することが可能。</p> <p>※コンソーシアム又は SPC の構成員を記載することは可能。</p> <p>※当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合は、自らの実績と同等と言える根拠を示すこと（実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる（具体的な計画を含む）こと等を記載）。</p>	

1. 風車の設置に係る実績

(1). 事業の実施・管理を担う企業

企業名	
実績を有する者	<input type="checkbox"/> 当該企業 <input type="checkbox"/> 当該企業以外（当該企業との関係性： ）
当該企業の位置づけ	<input type="checkbox"/> 応募企業 <input type="checkbox"/> コンソーシアム又は SPC 構成員 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業名	
実績の場所（国名）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外（国名： ）
実績の場所（地域名） ※国内の場合は都道府県名を記載	
実績の種類	<input type="checkbox"/> 着床式洋上風力 <input type="checkbox"/> 浮体式洋上風力 <input type="checkbox"/> 陸上風力 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業規模	
風車の設置に係る開発期間 （このうち実績を有する者の参画期間も明記すること）	
実績の詳細	
設備の仕様等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。	
本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか。	
当該企業以外の実績である場合、実態上これと同等といえる根拠があるか。	

※実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。

1. 風車の設置に係る実績

(2). EPC 等を担う企業

企業名	
実績を有する者	<input type="checkbox"/> 当該企業 <input type="checkbox"/> 当該企業以外（当該企業との関係性：_____）
当該企業の位置づけ	<input type="checkbox"/> 応募企業 <input type="checkbox"/> コンソーシアム又は SPC 構成員 <input type="checkbox"/> 協力企業 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業名	
実績の場所（国名）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外（国名：_____）
実績の場所（地域名） ※国内の場合は都道府県名を記載	
実績の種類	<input type="checkbox"/> 着床式洋上風力 <input type="checkbox"/> 浮体式洋上風力 <input type="checkbox"/> 陸上風力 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業規模	
風車の設置に係る開発期間 （このうち実績を有する者の参画期間も明記すること）	
実績の詳細	
設備の仕様等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。	
本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか。	

当該企業以外の実績である
場合、実態上これと同等と
いえる根拠があるか。

※実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。

2. 海洋土木工事に係る実績

(1). 事業の実施・管理を担う企業

企業名	
実績を有する者	<input type="checkbox"/> 当該企業 <input type="checkbox"/> 当該企業以外（当該企業との関係性：_____）
当該企業の位置づけ	<input type="checkbox"/> 応募企業 <input type="checkbox"/> コンソーシアム又は SPC 構成員 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業名	
実績の場所（国名）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外（国名：_____）
実績の場所（地域名） ※国内の場合は都道府県名 を記載	
実績の種類	<input type="checkbox"/> 着床式洋上風力 <input type="checkbox"/> 浮体式洋上風力 <input type="checkbox"/> 陸上風力 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業規模	
海洋土木工事の工期（この うち実績を有する者の参画 期間も明記すること）	
実績の詳細	
設備の仕様等の観点から、 本公募に係る事業に照ら し、どれほど親和性が高い か。	

本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか。	
当該企業以外の実績である場合、実態上これと同等といえる根拠があるか。	

※実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。

(2)．EPC 等を担う企業

企業名	
実績を有する者	<input type="checkbox"/> 当該企業 <input type="checkbox"/> 当該企業以外（当該企業との関係性：_____）
当該企業の位置づけ	<input type="checkbox"/> 応募企業 <input type="checkbox"/> コンソーシアム又はSPC構成員 <input type="checkbox"/> 協力企業 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業名	
実績の場所（国名）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外（国名：_____）
実績の場所（地域名） ※国内の場合は都道府県名を記載	
実績の種類	<input type="checkbox"/> 着床式洋上風力 <input type="checkbox"/> 浮体式洋上風力 <input type="checkbox"/> 陸上風力 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業規模	
海洋土木工事の工期（このうち実績を有する者の参画期間も明記すること）	
実績の詳細	

設備の仕様等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。	
本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか。	
当該企業以外の実績である場合、実態上これと同等といえる根拠があるか。	

※発注した実績ではなく施工（受注）実績を記載すること。

※実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。
なお実績を証する書類は、【様式 3-2-6】実績を証する書類を引用可とする。

3. 発電設備の運営（O&M）に係る実績

(1). 事業の実施・管理を担う企業

企業名	
実績を有する者	<input type="checkbox"/> 当該企業 <input type="checkbox"/> 当該企業以外（当該企業との関係性：_____）
当該企業の位置づけ	<input type="checkbox"/> 応募企業 <input type="checkbox"/> コンソーシアム又は SPC 構成員 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業名	
実績の場所（国名）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外（国名：_____）
実績の場所（地域名） ※国内の場合は都道府県名を記載	
実績の種類	<input type="checkbox"/> 着床式洋上風力 <input type="checkbox"/> 浮体式洋上風力 <input type="checkbox"/> 陸上風力 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業規模	
発電設備の運転期間（このうち実績を有する者の参画期間も明記すること）	

実績の詳細	
設備の仕様等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。	
本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか。	
当該企業以外の実績である場合、実態上これと同等といえる根拠があるか。	

※実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。

3. 発電設備の運営（O&M）に係る実績

(2). EPC 等を担う企業

企業名	
実績を有する者	<input type="checkbox"/> 当該企業 <input type="checkbox"/> 当該企業以外（当該企業との関係性：_____）
当該企業の位置づけ	<input type="checkbox"/> 応募企業 <input type="checkbox"/> コンソーシアム又は SPC 構成員 <input type="checkbox"/> 協力企業 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業名	
実績の場所（国名）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外（国名：_____）
実績の場所（地域名） ※国内の場合は都道府県名を記載	
実績の種類	<input type="checkbox"/> 着床式洋上風力 <input type="checkbox"/> 浮体式洋上風力 <input type="checkbox"/> 陸上風力 <input type="checkbox"/> その他（_____）
事業規模	
発電設備の運転期間（こ	

のうち実績を有する者の 参画期間も明記すること)	
実績の詳細	
設備の仕様等の観点から、 本公募に係る事業に照らし、 どれほど親和性が高いか。	
本公募における役割と照らして、 どれほど親和性が高いか。	
当該企業以外の実績である場合、 実態上これと同等といえる根拠があるか。	

※実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。

【様式 3-1-6】別紙 3：事業の資金計画・収支計画

別紙 3：事業の資金計画・収支計画

本様式ページ番号/ページ数

1. 資金計画

公募事業における資金計画を作成し、その適切性が把握できる資料を提出すること。
 なお、資金計画の概要については下表の項目に従って記載すること。

(1). 資金計画の概要

総調達予定額				億円
資金調達と資金使途の概要				
※現段階で想定する全ての資金使途と資金調達額を記載すること				
自己資本による調達予定額	資本金額			
	出資者・出資比率	出資者毎の出資比率		
		上記出資者の選定理由（出資者毎に記載）		
負債による調達予定額	総借入額		億円	
	借入形式	借入形式（該当形式にチェック）	<input type="checkbox"/> プロジェクトファイナンス <input type="checkbox"/> コーポレートファイナンス <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		当該形式を選択する理由	※複数の借入形式を希望する場合、全ての借入形式について「当該形式を選択する理由」欄に選択理由を記載すること	
	想定する金融機関	金融機関毎の借入比率		
上記金融機関の選定理由（金融機関毎に記載）				

	債券を発行する場合	債券種類、発行条件	
		債券発行を選択する理由	

(2). 財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証憑

2. 収支計画

公募事業における収支計画を作成し、その適切性が把握できる資料※を提出すること。尚、収支計画の概要については、下表の項目に従って記載すること。

※相対取引を計画する場合は、オフテイクからの合意書・関心表明等の収支計画の適切性が確認できる資料を提出すること。

(1). 収支計画の概要

売電収入 (①)	事業期間中の収入総額	億円
	上記金額の設定根拠（発電量予測や売電方法、売電供給価格等、需給管理の方法、簡潔に記載）	
売電収入 以外の収入 (②)	事業期間中の収入総額	億円
	上記金額の設定根拠	
事業期間中の収入総額（①+②）		億円
運転開始時期		年
単年度黒字転換期		年
累損解消時期		年
P-IRR（【様式 3-1-2】に記載の運転開始予定日を起算日とする）		

(2). 費用項目

費用については以下の表の項目に基づき、費用金額及びその金額の根拠（見積もりや過去の実績等）を簡潔に記載し、金額と紐付く根拠資料（計算過程含む）を提出すること。なお、計画上で計上予定のない項目がある場合は記載省略可能とする。

※運転開始までにかかる費用は事業費、運転期間中にかかる費用は運転維持費、撤去工事期間中の費用は撤去費用として整理すること

※kW あたり費用の項目は、発電設備の発電出力又は最大受電電力のいずれか小さい方を用いて算出

すること

費用項目	金額	記載金額の根拠
事業費	億円	
kW あたり事業費	万円/kW	
調査設計費用	億円	
調査設計費用	億円	
予備費	億円	
建設費用	億円	
洋上設備（風車）	億円	
うち海洋における施工費 （風車）	億円	
洋上設備（風車以外）	億円	
基礎	億円	
海底ケーブル	億円	
うち海洋における施工費 （風車以外）	億円	

陸上設備	億円	
陸上ケーブル	億円	
電気設備	億円	
予備費	億円	
その他（・・・）	億円	
資機材調達費用	億円	
洋上設備（風車）	億円	
洋上設備（風車以外）	億円	
基礎供給	億円	
海底ケーブル供給	億円	
陸上設備	億円	
陸上ケーブル供給	億円	

電気設備供給	億円	
予備費	億円	
その他（・・・）	億円	
その他	億円	
地域との共生等に係る費用	億円	
地域共生策費用 （基金出捐金）	億円	
地域共生策費用 （基金出捐金除く）	億円	
その他（・・・）	億円	
系統費用	億円	
kWあたり系統費用	万円/kW	
保険料	億円	
建中金利等	億円	

占用料	億円	
消費税	億円	
その他（・・・）	億円	
運転維持費	億円	
kW あたり年間運転維持費	万円/kW/年	
設備維持費用	億円	
風車の点検維持管理費用	億円	
風車以外の点検維持管理費用	億円	
人件費	億円	
地域との共生等に係る費用	億円	
基金への出捐金	億円	
地域共生策費用 （基金出捐金を除く）	億円	

その他（・・・）	億円	
需給調整に伴う費用	億円	
占用料	億円	
保険料	億円	
予備費	億円	
固定資産税	億円	
売上電気事業税	億円	
事業税（売上電気事業税を除く）	億円	
法人税および住民税	億円	
金利支払・ファイナンスコスト	億円	
その他（・・・）	億円	
撤去費用	億円	

kW あたり撤去費用	万円/kW	
洋上設備の撤去費用	億円	
陸上設備の撤去費用	億円	

(3) SPC財務三表(年次B/S, P/L, キャッシュフロー計画書。単年度黒字転換時期、累損解消時期、内部収益率 (IRR)、LLCR、DSCR等。)

※別添財務三表等Excelシートに必要事項を記入の上、別紙3の添付資料として提出ください。計算等のために必要であれば、Excelにシートを適宜追加ください。また、ExcelシートのIRR、LLCR、DSCRの数値については、計算基準日や参照したキャッシュフロー等の計算根拠が分かるよう、関数等による計算式を残して記入ください。

3. リスクの特定・分析

(1) 感度分析

以下のシナリオにおける感度分析を実施し、それぞれにおけるLLCR (LLCR=Σ(元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本) 及びその根拠を記載すること。

※LLCRは、割引率はローン金利、計算基準日は運転開始日とすること。また、分母に当たる「借入元本」には、消費税ローン及びEBL (Equity Bridge Loan) を除く、全ての借入を含めること(債券による資金調達を計画する場合、債券元本も含む)。

※プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか、調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家と検討した結果を合わせて「上記LLCRとなる根拠」欄に記載すること

- ① 第三者専門家の示す超過確率 P90 の風況が全事業期間中続き、想定より事業収入が減少した場合
※P90の風況における年間発電電力量を根拠欄に明記すること

LLCR	
上記 LLCR の根拠 (変数となる数値、 計算の前提等)	

- ② 金利やインバランス負担の変動、故障や事故による費用増大、物価や人件費の高騰等の諸要因により、事業期間(運転開始以降のみ)に渡って支払う維持管理費用の総額が10%増大する場合

LLCR	
上記 LLCR の根拠 (変数となる数値、 計算の前提等)	

- ③ 事故等の発生により、事業期間(運転開始以降のみ)に渡って支払う保険料支払いの総額が15%増大する場合

LLCR	
------	--

上記 LLCR の根拠 (変数となる数値、 計算の前提等)	
-------------------------------------	--

(2). 未然防止策・リスク発現時の対策

各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。

必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

- ① 金融市場の変化等により資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足する、及び、工期遅延等により開発・建設費用の増加（コストオーバーラン）により当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

- ② 風況変動や故障・事故による稼働率低迷、出力抑制、卸市場価格の低下、オフテイカーの契約不履行・倒産等の要因により、収入減少となるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

- ③ 金利やインバランス負担の変動、故障や事故による費用増大、物価や人件費の高騰、保険料上昇等の諸要因により、事業運営に係る費用が増加するリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

- ④ その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

4. 資金調達の体制

資金調達の体制の適切性が確認できる資料を提出すること。

(1). 公募参加者の資金調達力の確認書類

- ① 金融庁の登録を受けた信用格付業者による公募参加者（コンソーシアム又はSPCの場合は代表企業及び構成員）の最新の長期信用格付を示す書類（様式自由）
- ② 公募参加者（コンソーシアム又はSPCの場合は代表企業及び構成員）又はそれらの親会社の個社毎の純資産（過去3ヵ年分）を記載した書類（様式自由）
- ③ （自己資本による調達を予定する場合）以下の内容を記載した事業者名義の誓約書
 - ・事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - ・外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続（様式3-2-2に添付している場合は、その旨記載すればよく、別紙3への添付は不要）

(2). 金融機関の資金調達力の確認書類

- ① 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター、及びその添付書類の副本（様式3-2-7を提出している場合は、その旨記載すればよく、別紙3への添付は不要）
- ② 金融庁の登録を受けた信用格付業者による金融機関の長期信用格付けを示す書類（様式自由）
- ③ 金融機関の自己資本比率等を示す書類（様式自由）

【様式 3-1-7】別紙 4：占用の区域及び配置計画

別紙 4：占用の区域及び配置計画

本様式ページ番号/ページ数

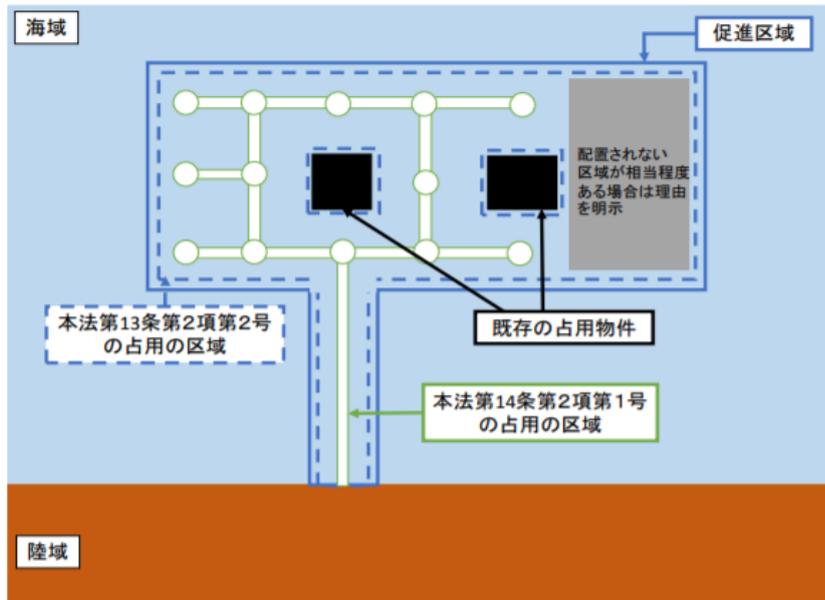
1. 占用の区域及び配置計画の概要

(1). 占用の区域及び配置計画

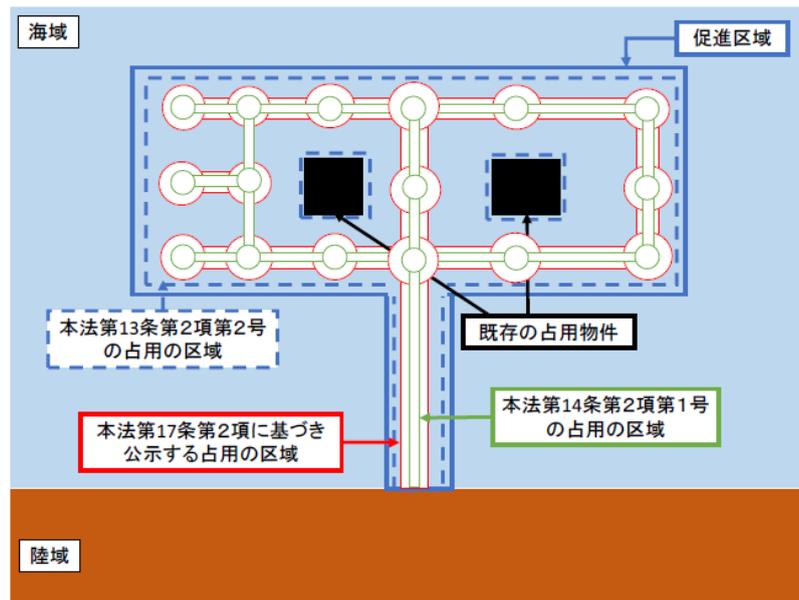
占用の区域

- ※公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載すること。
- ※上記の配置場所とする理由について、発電量や自然・社会的要因等を踏まえて記載すること。
- ※防衛省への確認が完了している根拠として、公募占用指針第10章（3）に基づき防衛省が発行する証明書を添付すること（別紙4の説明内容に対応する必要箇所のみ抜粋可）。【青森県沖日本海（南側）のみ適用】
- ※定格出力等が異なる風車を設置する場合は、その区別がつくよう、凡例等を記載すること。
- ※公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブルの配置場所を記載する場合、当該配置が真に必要な理由を併せて記載すること。
- ※公募占用指針で示した占用の区域を大きく下回る場合は、その理由について明示すること（参考図①参照）。「大きく下回る」とは、各区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して対象区域（発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮）に比して事業者計画の占用区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合を指す。
- ※再エネ海域利用法第17条第2項に基づき公示される占用の区域について、同法第14条第2項第1号の占用の区域と異なる区域の指定を希望する場合、建設段階、維持管理段階及び撤去段階のそれぞれの段階に応じて必要な区域を段階別に図示すること（参考図②参照）。
- ※配置計画全体について、複数の案を記載することも可能だが、評価の低いものが評価対象となる点に留意すること。

参考図①



参考図②



(2). 面積表

促進区域内海城	ケーブル以外 (㎡)	
	ケーブル (m)	
促進区域の指定がされていない一般海城	ケーブル (m)	
港湾区域	ケーブル (m)	
上記以外の海城	ケーブル以外 (㎡)	
	ケーブル (m)	
合計値	ケーブル以外 (㎡)	
	ケーブル (m)	

※海洋再生可能エネルギー発電設備とローターの旋回により占有することとなる区域について、面積

表（合計及び内訳）を記載すること。なお、再エネ海域利用法に基づく促進区域内海域だけでなく、促進区域の指定がされていない一般海域、港湾区域に海底送電線等を配置する場合はその延長も記載すること。

※記載対象は公募占用指針に示された占用の区域を原則とするが、再エネ海域利用法第14条第2項第1号の占用の区域と異なる区域の指定を希望する場合には、当該区域に係る数値を別途記載することも可。

(3) 発電量の予測

予測される発電量	
上記の発電量とする根拠	
発電量予測を行った第三者機関等の名称	

※(1)に記載の配置により予測される発電量及びその根拠を記載し、適切な根拠資料を提出すること。

(4) その他

公募占用計画に再エネ海域利用法第14条第3項各号に掲げる事項を記載する場合、同法第15条第5項に基づき港湾管理者と協議することとなる。港湾法第37条第1項第1号に該当する行為を行う場合、以下の項目について記載すること。

また、同法第37条第1項第2号又は第4号に該当する行為を行う場合や同法第38条の2第1項又は第4項の規定による届出を要する行為を行う場合は、港湾管理者から当該行為に係る様式を入手し、必要事項を記載の上、国土交通大臣あて提出すること。

港 湾 名	
占用の場所（図面添付）	
占 用 の 目 的	
占 用 の 面 積	
占 用 の 期 間	年 月～ 年 月
工作物（施設）の名称	
工作物（施設）の構造	
工 事 の 期 間	
工 事 の 方 法	
許 可 年 月 日	
許 可 の 期 間	
更 新 の 期 間	

※許可年月日、許可の期間及び更新の期間は、当初の公募占用計画の提出時は不要。

2. その他海洋再生可能エネルギー発電設備の配置に関する事項

航路や港湾施設等との隔離距離が適切にとられているとする根拠	
騒音や振動、電波障害等の社会制約要因について考慮した事項	
促進区域の指定がなされていない一般海域における海底送電線等の設置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
上記が「有」の場合、合理的な理由なく必要最小限の長さ・面積を明らかに超えたものとなっていないとする根拠	

協議会意見とりまとめのうち「設置位置等についての留意点」を踏まえて考慮した事項

3. リスクの特定・分析

※各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

- (1). 環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更される場合のリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

- (2). その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

【様式 3-1-8】別紙 5：運転開始までのスケジュール

別紙 5：運転開始までのスケジュール

本様式ページ番号/ページ数

1. 運転開始までのスケジュールの全体像

工 程	スケジュール	左記スケジュールの設定根拠
各種調査・協議・調整	年 月 ～ 年 月	
発電関連の許認可等	年 月 ～ 年 月	
施 工	年 月 ～ 年 月	

※上記工程は「運転開始までの事業計画」の「最低限必要なレベル」①の基準に対応するよう例示したものであり、対応が分かるように記載されていれば表の形式を修正することも可。

※上記表に加えて、別途スケジュール表を添付することも可。

※工事の工程は概要の記載とし、詳細は別紙 8 に記載すること。

※出力等の変更の検討に当たって、一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った場合、当該申込みに対する回答書等の検討結果を示したものを添付すること。

2. リスクの特定・分析

※各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

- (1). 建設面（ウィンドファーム認証等）や環境面（環境アセスメント等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク

※ただし、公募占用指針第 5 章（3）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。

未然防止策
リスク発現時の対策

- (2). 開発から試運転期間までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク

※ただし、公募占用指針第 5 章（3）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。

未然防止策
リスク発現時の対策

- (3). その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容

※ただし、公募占用指針第 5 章（3）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策

リスク発現時の対策

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

【様式 3-1-9】別紙 6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造

別紙 6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造

本様式ページ番号/ページ数

1. 法令への適合性

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項に掲げる以下の項目に適合するよう事業を実施する。(該当する場合は□にチェック)

- 自然状況その他の条件を勘案して、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること。
- 船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の基準に関し必要な事項として国土交通大臣が告示で定めた事項。

2. 海洋再生可能エネルギー発電設備の構造等

(1). 統一的解説への適合性

- 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）に適合した海洋再生可能エネルギー発電設備の構造となっている。(該当する場合は□にチェック)

(2). 構造

※次頁以降に記載すること。

※構造の妥当性を示す検討内容・考え方を併せて記載すること。

※風車以外の各設備について、複数の案を記載することも可。その場合、最も評価の低いものが評価対象となる点に留意すること。

※公募段階においては概略や考え方を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果について記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。

風車・タワー

※標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること。

基礎

※標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること。

送変電システム

※標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること。
※陸上の変電設備・送電線等は記載不要。

その他の主要機器（※記載は任意）

※標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること。
※その他の主要機器が複数ある場合は、適宜追加して記載すること。

(3). 地震、波浪等に関する設計条件の設定方法

※設計条件の設定内容、考え方を併せて記載すること。

※公募段階においては概略や考え方を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果について記載すること（「(2) 構造」に構造解析を行った結果を記載している場合は記載省略可。）。その際、国の調査結果を参考とすることができる。

3. リスクの特定・分析

※海洋再生可能エネルギーの発電設備の構造について、独自にリスクの特定・分析を行っている場合は、「具体的に想定するリスクシナリオ」、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の3点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

4. その他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設計に関する事項

協議会意見とりまとめのうち「建設に当たっての留意点」を踏まえて考慮した事項
国内ウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容
風車の型式認証の取得状況・予定
設備構造における、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する点

【様式 3-1-10】別紙 7：施工計画

別紙 7：施工計画	本様式ページ番号/ページ数																				
<p>1. 施工計画・工事实施の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">工事概要</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">現場組織表</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">主要船舶機械</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">主要資材</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">施工方法（風車設置時に利用する港湾の詳細を含む）</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">上記施工方法が、地盤条件に照らして適切な工法であることの根拠</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">施工管理</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">工事の確実性や効率性を示す検討内容・考え方</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">工事实施における留意事項</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">その他※記載は任意</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table> <p>※現場組織表は、工事現場（サイト）における組織体制を示す図表を指す。 ※陸上設備の施工計画・工事实施方法は記載不要。 ※複数の案を記載することも可。その場合、最も評価の低いものが評価対象となる点に留意すること。</p>		工事概要		現場組織表		主要船舶機械		主要資材		施工方法（風車設置時に利用する港湾の詳細を含む）		上記施工方法が、地盤条件に照らして適切な工法であることの根拠		施工管理		工事の確実性や効率性を示す検討内容・考え方		工事实施における留意事項		その他※記載は任意	
工事概要																					
現場組織表																					
主要船舶機械																					
主要資材																					
施工方法（風車設置時に利用する港湾の詳細を含む）																					
上記施工方法が、地盤条件に照らして適切な工法であることの根拠																					
施工管理																					
工事の確実性や効率性を示す検討内容・考え方																					
工事实施における留意事項																					
その他※記載は任意																					
<p>2. 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮及び環境保全</p> <p>(1). 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">基本方針</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">管理体制</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td style="background-color: #e0e0e0;">ISO45001（労働安全衛生）や COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定</td></tr> </table>		基本方針		管理体制		ISO45001（労働安全衛生）や COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定															
基本方針																					
管理体制																					
ISO45001（労働安全衛生）や COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定																					

労働者の教育訓練
リスク低減措置
現場における感染症対策（感染症は、新型コロナウイルス感染症に限らず感染症全般を指す）
その他※記載は任意

(2). 施工期間における周辺環境保全への対応

基本方針
管理体制
リスク低減措置
その他※記載は任意

3. リスクの特定・分析

※施工計画について、独自にリスクの特定・分析を行っている場合は、「具体的に想定するリスクシナリオ」、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の3点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

4. その他施工計画に関する事項

協議会意見とりまとめのうち「建設に当たっての留意点」を踏まえて考慮した事項

【様式 3-1-11】 別紙 8 : 工事の工程

別紙 8 : 工事の工程	本様式ページ番号/ページ数
--------------	---------------

1. 工事工程表

工 程	スケジュール	実施内容
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	

- ※施工計画に整合した内容とすること。
- ※適宜行を追加して記載すること。
- ※上記の工事工程表に加えて、別途工程表を添付することも可。
- ※陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等の工事工程の根拠として、一般送配電事業者に対して接続検討申込み等の協議を行った時の回答書等を添付すること（別紙 8 の説明内容に対応する必要箇所のみ抜粋も可）。

2. リスクの特定・分析

- ※各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。
- ※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

- (1). 生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク
 ※ただし、公募占用指針第 5 章（3）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。

未然防止策
リスク発現時の対策

- (2). 天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク
 ※ただし、公募占用指針第 5 章（3）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。

未然防止策
リスク発現時の対策

- (3). その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容
 ※ただし、公募占用指針第 5 章（3）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。

具体的に想定するリスクシナリオ

未然防止策
リスク発現時の対策

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

3. その他工事の工程に関する事項

適切な工事期間・予備日が設定されているとする根拠
協議会意見とりまとめのうち「建設に当たっての留意点」を踏まえて考慮した事項

【様式 3-1-12】別紙 9：運転開始以降のスケジュール

別紙 9：運転開始以降のスケジュール	本様式ページ番号/ページ数
--------------------	---------------

1. 運転開始以降のスケジュールの全体像

工 程	スケジュール	左記スケジュールの設定根拠
運 転	年 月 ～ 年 月	
撤 去	年 月 ～ 年 月	

※運転のスケジュールについては、運転開始予定日（海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日）から運転停止予定日までの期間を記載すること。

※占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の運転停止時期・撤去工事時期も参考として記載すること。

※運転スケジュールに関連して、建設段階のSPC体制から運営段階のSPC体制への移行工程について、表とは別に具体的に記載すること

※撤去スケジュールとして、撤去工事開始予定日から撤去工事完了予定日までの期間を記載すること

※上記表に加えて、別途スケジュール表を添付することも可

※点検周期等の維持管理計画の詳細は別紙10に記載すること

2. リスクの特定・分析

※運転開始以降のスケジュール等について、独自にリスクの特定・分析を行っている場合は、「具体的に想定するリスクシナリオ」、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の3点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

【様式 3-1-13】 別紙 10 : 運転及び維持管理計画

別紙 10 : 運転及び維持管理計画	本様式ページ番号/ページ数
--------------------	---------------

1. 法令への適合性

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則第5条第2項及び同条第3項に掲げる以下の項目に適合するよう事業を実施する。(該当する場合は□にチェック)

- 自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。
- 前号の結果その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理に必要な事項の記録及び保存を行うこと。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準に関し必要な事項として国土交通大臣が告示で定めた事項。

2. 運転及び維持管理の全体方針

※3.以降とのつながりを意識し、全体方針や基本的な考え方を記載すること。

3. 保守点検及び維持管理の方法等

(1). 統一的解説への適合性

「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説 (令和2年3月版)」(洋上風力発電施設検討委員会)に適合するよう保守点検及び維持管理を実施する。(該当する場合は□にチェック)

(2). 保守点検及び維持管理の方法

- ※下記①～⑤に示す設備区分ごとに内容を整理し、記載すること。
- ※陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の送電線、通信ケーブル等)については、⑤その他の項目にまとめて記載すること。陸上の変電設備は、④変電設備の項目に記載すること。
- ※維持管理時に利用する港湾の詳細を記載すること(必ずしも下記①～⑤ごとに書き分ける必要は無い)。

①風力発電機

保守点検及び維持管理の方法・体制
保守点検及び維持管理の実施時期
診断方法
対応方針

②発電機基礎部品

保守点検及び維持管理の方法・体制
保守点検及び維持管理の実施時期

診断方法
対応方針

③海底送電線・通信ケーブル

保守点検及び維持管理の方法・体制
保守点検及び維持管理の実施時期
診断方法
対応方針

④変電設備

保守点検及び維持管理の方法・体制
保守点検及び維持管理の実施時期
診断方法
対応方針

⑤その他

保守点検及び維持管理の方法・体制
保守点検及び維持管理の実施時期
診断方法
対応方針

4. 運転・維持管理段階における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全

(1). 運転維持管理段階における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針

基本方針
管理体制
労働者の教育訓練
リスク低減措置
現場における感染症対策（感染症は、新型コロナウイルス感染症に限らず感染症全般を指す）
その他

(2). 運転・維持管理段階における周辺環境保全への対応

基本方針
管理体制
リスク低減措置
その他

5. リスクの特定・分析

※各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

(1). 自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、風車基幹部（ローター・ナセル）や海底ケーブルが損傷を受けるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(2). 風車基幹部（ローター・ナセル）及び海底ケーブル以外の設備について、自然災害や人為的事故、

メンテナンス不備等の理由により不具合や故障が発生するリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

(3). その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

6. その他運転及び維持管理計画に関する事項

協議会意見とりまとめのうち「発電事業の実施に係る留意点」を考慮した事項
メンテナンス人材の教育や育成に係る取組
雇用機会創出に係る取組

【様式 3-1-14】 別紙 1 1 : 海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法

別紙 1 1 : 海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法

本様式ページ番号/ページ数

1. 撤去方法

(1). 統一的解説への適合性

「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）に適合するよう撤去を実施する。（該当する場合はにチェック）

(2). 撤去方法

撤去方法	<input type="checkbox"/> 全て撤去 <input type="checkbox"/> 一部残置又は海洋に捨てる
撤去方法の詳細	
撤去費用の金額	億円
撤去費用の算出根拠	
撤去費用の確保方法	

※公募占用指針第1章(2)1)で定義する当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去方法について記載すること。（占用区域の内外を問わず海上に設置されているすべての海洋再生可能エネルギー発電設備を対象とする）

※公募時点では、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置又は海洋に捨てることを前提とした公募占用計画の作成を認める。ただし、海底送電線・通信ケーブルについては、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当しないため、残置は不可とする。

※本公募占用指針（別添3）で示す「促進区域と一体的に利用できる港湾」を撤去工事に利用することができる。撤去工事に係る利用可能期間等の利用条件や留意事項等については、（別添3）を参照すること。

※撤去方法の詳細についての記載は任意とする。（提案時点で決まっていることがあれば、その内容を記載すること。）なお、記載する場合は、様式3-1-2で記載する撤去解体時期との整合をとること。

※撤去費用の算出根拠については、「海洋における施工費」の内訳を記載した上で70%を乗じて算出した旨のみを記載すること。

※撤去費用について金融機関による保証状の提出を予定している場合は、当該保証状の発行に係る金融機関のLOIを添付すること。

2. リスクの特定・分析

※海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法について、独自にリスクの特定・分析を行っている場合は、「具体的に想定するリスクシナリオ」、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の3点を記載すること。

※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

【様式 3-1-15】 別紙 1 2 : 電力安定供給

別紙 1 2 : 電力安定供給

本様式ページ番号/ページ数

電力の安定供給の観点から、サプライチェーン形成計画やその他方策について具体的に記載すること。

1. 電力安定供給に係る取組の全体方針

※特に発電事業者として注力する取組内容が分かるよう記載すること。

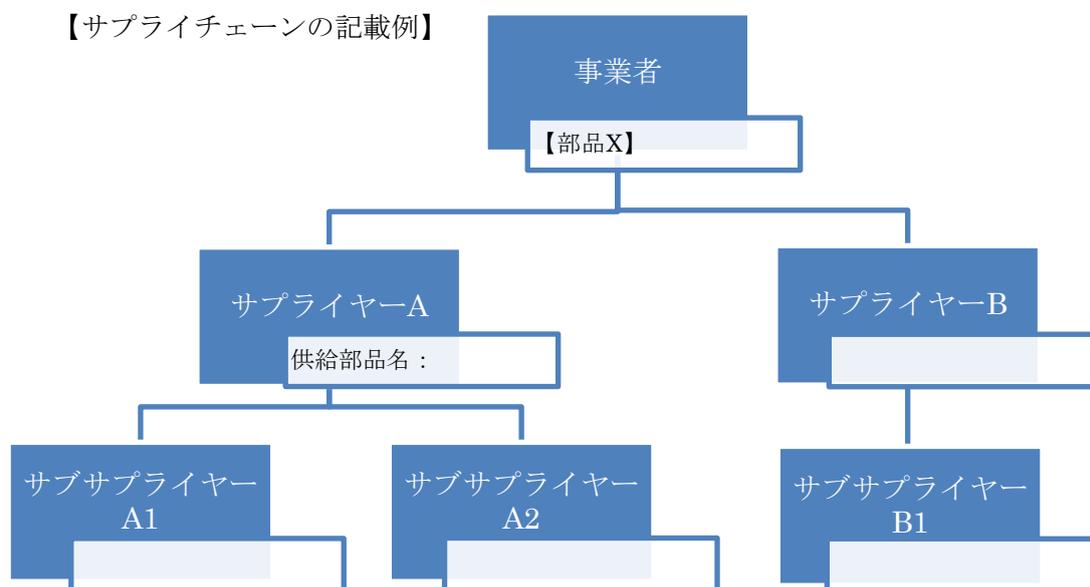
2. サプライチェーン形成計画

(1). ハードに係るサプライチェーン

ハードに係るサプライチェーン（風車主要部品、電気系統、基礎、船舶）をどのように形成する予定か記載すること。

- ① 【サプライチェーンの記載例】を参考に、主要なハードに係るサプライチェーンの各部品と調達先候補について示すこと。

【サプライチェーンの記載例】



※記載方法は例示であり、これに限定するものではない。

- ② 下表の項目に従って、主要なハードに係るサプライチェーンの詳細を記載すること。

【部品 X】（記載例）

在庫保管場所		
在庫保管量		
サプライヤーA	製造拠点	
	調達量 (運転開始前～運転期間に渡る調達量)	
	調達リードタイム (発注から現地納入までに要する時間)	
	契約状況	
サブサプライヤーA1	製造拠点	
	調達量	

	(運転開始前～運転 期間に渡る調達量)	
	調達リードタイム (発注から現地納入 までに要する時間)	
	契約状況	

※部品の個数・調達先の記載数に応じ、表や記載項目を追加すること

(2). ソフトに係るサプライチェーン

ソフトに係るサプライチェーン（例えば、運転や維持管理のための人材の確保、物流体制の確保等）をどのように形成する予定か記載すること。

① 人材の確保体制

運転・維持管理のためのメンテナンス人材の確保・育成の方策について記載すること。

② 物流体制の確保

運転・維持管理段階における部品運搬等の物流体制について記載すること。

(3). リスクの特定・分析

各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。

必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。

※運転開始以降を想定。

※国内サプライチェーンが未発達な中で、部品や船、人員等の調達目途が付いているか明記すること

※特に、故障率が高く故障したときに調達リードタイムがかかる部品については、当該部品を特定の上、上記観点に基づく対応策を明記すること

① 生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

② 維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

③ 維持管理に必要な人員（作業員等）を十分に調達できなくなるリスク

未然防止策
リスク発現時の対策

--

④ その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容

具体的に想定するリスクシナリオ
未然防止策
リスク発現時の対策

3. その他の電力の安定供給に係る方策

O&Mにおける工夫など、サプライチェーン形成計画以外に電力安定供給に資する方策があれば記載すること。

【様式 3-1-16】別紙 1 3 : 関係行政機関の長等との調整能力

別紙 1 3 : 関係行政機関の長等との調整能力

本様式ページ番号/ページ数

関係行政機関の長等との調整能力について、下記事項を含めて具体的に記載すること。

- ・ 関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制
- ・ 過去の関係行政機関の長等との調整の実績（※）がある場合は、その内容を記載すること。
 - － 国内の洋上風力発電における実績
 - － 国内の陸上風力発電における実績
 - － 洋上風力発電事業と親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）における実績
 - － その他の事業の実績

※過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。これまでに類似事業で関係行政機関の長等と調整した実績があれば記載すること。また、過去の期間を限定するものではないが、公募に参加する事業者の実績としてふさわしいと考える実績を記載すること。

※なお、実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う主たる者の実績 1 件とする（ただし、主たる者として複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を 1 件ずつ記載できることとする）。

関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制について、下記概要表に記入のうえ、詳細欄に具体的に説明すること。

調整を行うための体制（概要表）				
	氏名：	役職：	調整業務における役割：	・・・
調整責任者				
調整担当者				
・・・				

以下、詳細。

関係行政機関の長等との調整能力について、過去の実績を下記概要表に記入のうえ、詳細欄に具体的に説明すること。

過去の関係行政機関の長等との調整実績（概要表）

	事業名	事業期間	関係行政機関の長等	調整の概要、調整の担当者・役割、・・・
国内の洋上風力発電における実績				
国内の陸上風力発電における実績				
洋上風力発電事業と親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）における実績				
・・・				

以下、詳細。

【様式 3-1-17】別紙 1 4 : 周辺航路、漁業等との協調、共生

別紙 1 4 : 周辺航路、漁業等との協調、共生	本様式ページ番号/ページ数
<p>周辺航路、漁業等との協調、共生について、下記事項を含めて具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">: 関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか、対応方針を、SPCの体制（別紙 1 と同内容で可）も含めて記載すること。: 公募占用指針第 2 章（5） 2）に記載された事項への対応方針を記載すること。特に、協議会意見とりまとめ「3. 留意事項」及び「4. 将来像」の各記載や公募占用指針に記載されている各説明会における説明内容との対応が分かるように記載すること。: 別紙 4 に記載する風車配置計画を記載すること。	

【様式 3-1-18】別紙 15：地域経済への波及効果

別紙 15：地域経済への波及効果

本様式ページ番号/ページ数

地域経済への波及効果について、各区域の協議会意見とりまとめの内容を踏まえつつ、下記事項を含めて実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOUなど）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。

- ：地域への経済波及効果がどの程度見込まれるか
- ：事業実施会社による地元雇用がどの地域にどの程度増加するか
- ：地域に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するのか
- ：地域の物流拠点等に対する需要がどの程度拡大するか 等

なお、地域経済波及効果については、対象となる促進区域に応じて、各県の産業連関表を基に国で作成した「産業連関分析ファイル（青森県）」又は「産業連関分析ファイル（山形県）」を用いること。

地域経済への波及効果について、事業計画に基づき、別添Excelシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること（ただし、産業連関表の算定式を操作してはならない）。

また、産業連関分析表への入力に際し、以下の点に留意すること。

- ①「建設投資」「設備投資」「生産増加」いずれも、最終需要増加額を計上する
- ②撤去費用は経済波及効果に含まれることから必要に応じて計上することが可能
- ③以下の費用は本公募事業に紐付く最終需要増加に該当しないことから、産業連関分析表の入力値には計上しないこと
 - ・保険料
 - ・金融機関からの借入および金融費用
 - ・SPC等運営に係る人件費
 - ・運転維持管理費（需給調整費用含む）
 - ・予備費（インフレ対応費用含む）
 - ・税金関係
 - ・占用料、地代等

【様式 3-1-19】別紙 16 : 国内経済への波及効果

別紙 16 : 国内経済への波及効果

本様式ページ番号/ページ数

国内経済への波及効果について、下記事項を含めて実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOUなど）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。

- ：国内への経済波及効果がどの程度見込まれるか
- ：事業実施会社による国内雇用がどの地域にどの程度増加するか
- ：国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか
- ：国内の物流拠点等に対する需要がどの程度拡大するか 等

なお、国内経済波及効果については「産業連関分析ファイル（全国）」を用いること。

国内経済への波及効果について、事業計画に基づき、別添Excelシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること（ただし、産業連関表の算定式を操作してはならない）。

また、産業連関分析表への入力に際し、以下の点に留意すること。

- ①「建設投資」「設備投資」「生産増加」いずれも、最終需要増加額を計上する
- ②撤去費用は経済波及効果に含まれることから必要に応じて計上することが可能
- ③以下の費用は本公募事業に紐付く最終需要増加に該当しないことから、産業連関分析表の入力値には計上しないこと
 - ・保険料
 - ・金融機関からの借入および金融費用
 - ・SPC等運営に係る人件費
 - ・運転維持管理費（需給調整費用含む）
 - ・予備費（インフレ対応費用含む）
 - ・税金関係
 - ・占用料、地代等

【様式 3-1-20】別紙 17：公募占用計画の履行状況等に関する報告方法

別紙 17：公募占用計画の履行状況等に関する報告方法

本様式ページ番号/ページ数

公募占用計画の実施状況を確認するため、公募占用計画の履行状況等に関する報告について、下記項目を含めて具体的に記載すること。

- ・計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容
 - ：報告回数（年間 1 回以上）、報告のタイミング、内容（以下の内容については含めること）及び実施体制を具体的に記載すること。
 - ア. 認定から着工までの期間
 - －風況・地盤等の自然環境調査、関係者調整、協議等の進捗状況、結果 等
 - －財務状態に係る事項 等
 - －現時点までに発生した費用とその内訳
 - －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン
 - イ. 工事期間中
 - －建設工事の実施状況等
 - －財務状態に係る事項 等
 - －現時点までに発生した費用とその内訳
 - －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン
 - ウ. 運用中
 - －維持管理結果に係る事項
 - －緊急時対応に係る事項
 - －風況等の自然環境データの観測結果に係る事項
 - －財務状態に係る事項 等
 - －現時点までに発生した費用とその内訳
 - －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

〇〇沖
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

公募参加申込書及び資格審査書類

応募企業名 又は 応募コンソーシアム名を記載
「正本」 又は 「副本」 を記載

【様式 3-2-2】 公募参加申込書

令和 年 月 日

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募参加申込書

経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

応募企業名又は応募コンソーシアム名

代表企業 名称：

所在地：

代表者氏名： _____ 印

令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募について、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、公募に応じて選定事業者になるため、公募占用計画を提出します。

<添付書類>

1. 公募占用計画
2. 公募占用計画の添付資料
 - －委任状（様式 3-2-3） ※コンソーシアムの場合のみ
 - －関心表明書（様式 3-2-4） ※協力企業がある場合のみ
 - －第一次保証金について（様式 3-2-5）
 - －実績を証する書類（様式 3-2-6）
 - －金融機関の関心表明及び実績を証する書類（様式 3-2-7）
 - ※プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合
 - －事業者名義の誓約書（様式自由） ※自己資本による調達を予定する場合
なお、以下の内容が記載されている必要がある。
 - ①事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - ②また、外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続
 - －印鑑証明書 押印前 3 か月以内に発行されたもの（原本）
 - －定款及び役員名簿 最新のもの（写し）※役員名簿は次頁様式にて作成
 - －法人登記事項証明書 応募提出日前 3 か月以内に発行されたもの（原本）
 - －事業報告書等 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、付属明細書 過去 3 年分（写し）
 - ※ 設立 3 年未満の事業者においては提出可能な年数分
 - －納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税についての提出日前 3 か月以内に発行されたもの（写し）
 - －宣誓書（様式 3-2-8）

(役員名簿作成様式)

商号又は氏名	所在地	役職名	氏名	フリガナ	生年月日	性別	住所

- ・ 応募企業の役員名簿（コンソーシアムの場合はコンソーシアム構成員の役員名簿）を作成してください。
- ・ 応募企業が SPC の場合で業務執行社員に法人を含む場合又はコンソーシアム構成員に SPC を含む場合で当該 SPC の業務執行社員に法人を含む場合は、その法人の役員名簿も作成の上、ご提出ください。
- ・ それぞれの役員について、所属先の「商号又は氏名」「所在地」、当該役員の「役職名」「氏名」「フリガナ」「生年月日」「性別」「住所」を記載してください。・ 氏名とフリガナの姓と名の間スペースを入れ、姓名の区別が可能となるようにしてください。
- ・ フリガナは半角で記載してください。
- ・ 生年月日の記載は、YYYY/MM/DD 形式で記載してください。（例：1980/12/31）
- ・ 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、フリガナ欄には当該アルファベットのカナ読みを記載してください。
- ・ 役員名簿は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel にてご提出ください。
- ・ 必要に応じて記載欄を加除してください。

【様式 3-2-3】 委任状（代表企業以外のコンソーシアム構成員用）

令和 年 月 日

委任状
(代表企業以外のコンソーシアム構成員用)

経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

■コンソーシアム構成員

名 称	
所在地	
代表者氏名	印

私は、下記の企業をグループの代表企業とし、令和○年○月○日付で公募占有指針の公示がありました○○沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関し、次の権限を委任します。

<委任事項>

1. 資格審査書類の提出に関する件
2. 公募占有計画の提出に関する件
3. 参加辞退、及びコンソーシアム構成員・協力企業等の変更に関する件
4. 公募占有計画の認定に関する件
5. 復代理人の選任及び解任に関する件

<添付書類>

1. 印鑑証明書（押印前3か月以内に発行されたもの）

■受任者（代表企業）

コンソーシアム名	
代表企業の名称	
代表企業の所在地	
代表者氏名	

枚目 / 枚中

※ コンソーシアム構成員ごとに別葉としてください。

【様式 3-2-4】 関心表明書（協力企業用）（参考様式）

令和 年 月 日

関心表明書
(協力企業用)

XXX 殿

■協力企業

名 称	
所在地	
代表者氏名	印

当社は、令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募において、下記の応募者の実施する洋上風力発電事業に係る公募占用計画の検討又は当該公募占用計画の検討への支援、協力をすることを目的とした関心を有することを表明します。

<添付書類>

1. 印鑑証明書（押印前3か月以内に発行されたもの）

■応募者

コンソーシアム 又は企業名	
代表企業の名称	
代表企業の所在地	
代表者氏名	
具体的な提供 スコープ	

枚目 / 枚中

- ※ 協力企業ごとに別葉としてください。
- ※ 同様の内容が確認できる書類があれば、当該書類の提出をもって本様式に替えることは可能です。

【様式 3-2-5】 第一次保証金について

令和 年 月 日

第一次保証金について

第一次保証金については、公募占用指針に従い、下記のとおり納めていることを通知します。

応募者名	※応募企業又は応募コンソーシアムの名称を記載してください。
納付の方法	※下記の何れかを選択し記載してください。 1. 現金納付 2. 金融機関の発行する保証状提出 (銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等、保証状の概要)
納付の日付	令和●年●月●日

【様式 3-2-6】実績を証する書類

令和 年 月 日

実績を証する書類

応募コンソーシアム又は SPC 名	※応募者がコンソーシアム又は SPC の場合のみ記載する
-------------------	------------------------------

■応募企業又は代表企業

名 称	
所在地	
代表者氏名	

■公募占用指針（別添 4）公募参加資格 2(2)の要件に掲げられている事項に係る実績 （海洋土木工事の実績）

(1) 実績として提示する事業の名称	
(2) 所在	
(3) 時期	※実績の対象となる期間を記載する
(4) 実績を有する者の名称	
(5) 実績を有する者の実績の内容	※具体的な内容を記載する
(6) 応募企業又は代表企業との関連	※応募企業又は代表企業との資本関係等の関連について記載する

- ※ 上記実績について確認できる資料等を添付してください。
- ※ 該当する者が複数ある場合であっても、各実績 1 件のみ記載してください。
- ※ 公募占用指針（別添 4）公募参加資格 2(2)の要件に掲げられている事項に係る実績について、協力企業の実績を使用する場合は、当該協力企業からの関心表明書（様式 3-2-4）を必ず提出してください

【様式 3-2-7】 金融機関の関心表明及び実績を証する書類

令和 年 月 日

金融機関の関心表明及び実績を証する書類
(公募占用指針 (別添 4) 公募参加資格 2 (3) に掲げられている事項を証する書類)

■金融機関 (※複数ある場合は適宜表を追加すること)

銀行名	
支店名	
所在地	
代表者氏名	
融資可能金額	※記載できる場合には記載する。記載する場合には、関心表明書又はコミットメントレターに記載されている金額を転記すること
融資条件	※記載できる場合には記載する。記載する場合には、関心表明書又はコミットメントレターに記載されている条件を転記すること
備考	参考として当該金融機関の融資実績、格付け等を記載すること。

<添付資料>

1. 金融機関からの関心表明書又はコミットメントレター (様式自由)
2. 当該金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績を確認できる資料 (様式自由)
3. 金融機関の自己資本比率等を示す書類 (様式自由)

【様式 3-2-8】 宣誓書

令和 年 月 日

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に係る宣誓書

経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

応募企業名又は応募コンソーシアム名

代表企業 名称：

所在地：

代表者氏名： _____ 印

当社は、令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募への参加に当たり、当コンソーシアム構成員（又は応募企業）として、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が公募占用計画の認定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 当社は、下記に掲げる本公募占用指針（別添4）公募参加資格3（（3）イ、ウ、オを除く）に該当せず、事業者選定後も、公募占用計画の認定の有効期間中にわたっても該当することはないことを誓約します。また、下記(3)カの事項に関し、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

加えて、協力企業がある場合、協力企業についても下記に掲げる本公募占用指針（別添4）公募参加資格3（(3)イ、ウ、オを除く。）に該当することがないよう、適切に管理することを誓約します。

(1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

イ 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者

ウ 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

エ 法人税の滞納者

オ 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者（注）

カ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
- キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者
- (ア) 法第 21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者
 - (イ) 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者が自ら確保した系統を承継しなかった者
 - (ウ) 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者
 - (エ) 公募の開始から終了までの間に地元関係者等への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - (オ) 上記のほか第 5 章 (1) 2) で規定する遵守事項に違反した者
 - (カ) 第 5 章 (3) ii) ①イ) 及び iii) ①イ) で規定する保証金納付規定を遵守しなかった者
 - (キ) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

(注)「資本関係、人的関係がある者」とは、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(国地契第 91 号 平成 27 年 3 月 6 日(最終改正 平成 30 年 4 月 26 日 国地契第 1 号)) 2. に掲げる基準に該当する者をいう。

2. 当社は、本公募への参加及び選定事業者への選定後の事業の実施に関し、下記に掲げる事項を遵守することを誓約します。

- (1) 申請者がコンソーシアムである場合は、以下の構成とすること。
 - ア 構成員は、公募占用計画の認定までに、本事業の実施のみを目的とする会社(以下「SPC」という。)を設立し、出資の上、議決権を有するものであること。ただし、公募占用計画の提出前に、本事業の実施のみを目的とした会社を設立していた場合は、当該会社を活用することは差し支えない。
 - イ 代表企業を定め、当該代表企業が公募手続を行うものであること。
- (2) 関係法令、基準及び本公募占用指針を遵守し、計画を作成すること。
- (3) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。
- (4) 本公募占用指針が公示された日以降、公募による事業者選定手続の公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員(以下「地元関係者等」という。)への接触を行っておらず、かつ、事業者選定の通知がされる日までの間、上記態様による地元関係者等への接触を行わないこと
- (5) 本公募占用指針が公示された日以降、公募に参加しようとする他の者(自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。)に係る当該公募に関する情報(※1)を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報(※1)を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと(注)。ただし、FIP 制度の適用に伴い、相対取引等の検討のために小売電気事業者等(※2)との間で協議が必要になることに鑑み、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該小売電気事業者等との間で情報の収集・提供を行う場合は除く。

※1 公開情報及び事業者間での地盤や風況の共同調査で共有される調査データ(公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合に限る)を除く。

- ※2 公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。
- (6) 系統提供事業者とは別の事業者が選定事業者として選定された場合、本公募占用指針（別添4）本件契約上の地位等の承継条件等に記載された条件に従い、選定の通知の発送日の翌日から3か月以内に遅滞なく、系統提供事業者は当該選定された事業者に対して本件契約上の地位等を承継し、当該選定された事業者は系統提供事業者に対して承継に係る対価を支払うこと。
 - (7) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
 - (8) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法第26条第1項（同法第27条の26第1項の規定により準用される同法第26条第1項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること
 - (9) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること
 - (10) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること。
 - (11) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該海洋再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。
 - (12) 令和5年11月24日付け「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供を受けた情報の取扱いについては、当該情報の利用条件として定められている条件を遵守すること。

※ コンソーシアム構成員ごとに作成してください。

※ 代表者氏名及び印鑑は、様式3-2-2 様式3-2-3の添付として提出済の印鑑証明書と一致するものとしてください。

(注) 他の公募参加者との間で情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類（情報管理に係る社内規定等）を宣誓書の添付書類として別途提出すること（様式自由）。

4. 保証金に関する提出書類

【様式 4-1】 保管金提出書

番号	令和	年度	港第	号
----	----	----	----	---

保管金提出書

(保管金提出事由)

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第13号第2項第6号により定めた〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針に基づく第〇次保証金

歳入歳出外現金出納官吏

国土交通省大臣官房会計課 出納第一係長

〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日

住所

氏名 〇〇株式会社
代表取締役

〇〇 〇〇

※コンソーシアムで公募に参加する場合、コンソーシアム名を氏名の前に記載すること。

印 鑑

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 ¥ 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 -

件名 〇〇沖洋上風力発電事業

<添付書類>

1. 印鑑証明書 ※第1次保証金の提供時は不要
2. 本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、当該保証金等の提供を証する書類

【様式 4-2】保証状（第1次保証金）

収入
印紙

保 証 状

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

保 証 人

名 称：
所 在 地：
代 表 者 氏 名： _____ 印

保証人は、下記の保証委託者が参加する〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関して、令和〇年〇月〇日付けで公示された公募占用指針（以下「公募占用指針」といいます。）に基づき、貴殿に対して保証委託者が納付すべき入札保証金（以下「第1次保証金」といいます。）（その金額及び対象となる保証金の内容については、下記のとおりとします。）の支払債務について、下記の保証期間にわたり、連帯して保証いたします。また、保証委託者が選定事業者に該当する場合において、保証期間終了までに貴殿へ保証委託者から保証人もしくは保証人以外の第三者が発行した保証状の差し入れがない場合又は保証委託者からの入札保証金に相当する額の現金納付がない場合の当該支払債務も連帯して保証するものとします。

貴殿から公募占用指針に規定する第1次保証金没収要件を事由とした請求があった場合は、当該請求書に指定されている口座に10営業日以内に保証金を振り込むことを保証します。本保証は取消不能かつ無条件です。

なお、下記の保証債務履行請求期限までに貴殿から当該保証債務の履行請求がない場合、保証人による保証債務の支払義務は消滅するものとします。また、貴殿は、公募占用指針に規定する保証金を公募参加者に返還すべき事由が生じた場合には、公募占用指針に従ってこの保証状を保証人に返還するものとします。

記

保証人	【銀行名・支店名】
保証委託者	【応募企業名】又は【応募コンソーシアム及び構成員名称】
受益者	国土交通大臣
保証期間	自 令和●年●月●日 至 令和●年●月●日
保証金の金額	●円 （支払通貨：日本円）
保証金の内容	〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に係る第1次保証金
保証債務履行請求期限	令和●年●月●日
準拠法等	準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

【様式 4-3】保証状（第2次保証金及び第3次保証金）

収入
印紙

保 証 状

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

保 証 人

名 称：

所 在 地：

代表者氏名： _____ 印

保証人は、下記の保証委託者が公募占用計画に基づき実施する〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業に関して、令和〇年〇月〇日付けで公示された公募占用指針（以下「公募占用指針」といいます。）に基づき、貴殿に対して保証委託者が納付すべき履行保証金のうち第●次保証金（以下「第●次保証金」といいます。）（その金額及び対象となる保証金の内容については、下記のとおりとします。）の支払債務について、下記の保証期間にわたり、連帯して保証いたします。また、保証委託者が選定事業者に該当する場合において、保証期間終了までに貴殿へ保証委託者から保証人もしくは保証人以外の第三者が発行した保証状の差し入れがない場合又は保証委託者からの入札保証金に相当する額の現金納付がない場合の当該支払債務も連帯して保証するものとします。

貴殿から公募占用指針に規定する第●次保証金没収要件を事由とした請求があった場合は、当該請求書に指定されている口座に10営業日以内に保証金を振り込むことを保証します。本保証は取消不能かつ無条件です。

なお、下記の保証債務履行請求期限までに貴殿から当該保証債務の履行請求がない場合、保証人による保証債務の支払義務は消滅するものとします。また、貴殿は、公募占用指針に規定する保証金を公募参加者に返還すべき事由が生じた場合には、公募占用指針に従ってこの保証状を保証人に返還するものとします。

記

保証人	【銀行名・支店名】
保証委託者	【公募占用計画の認定を受けようとする SPC】
受益者	国土交通大臣
保証期間	自 令和●年●月●日 至 令和●年●月●日
保証金の金額	●円 （支払通貨：日本円）
保証金の内容	〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に係る第●次保証金
保証債務履行請求期限	令和●年●月●日
準拠法等	準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

<添付書類>

1. 本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、当該保証金等の提供を証する書類

【様式 4-4】 保証状提出時に使用する連絡票

保証状提出時に使用する連絡票

第1次保証金、第2次保証金又は第3次保証金を金融機関の発行する保証状を提出する方法により納付する場合、本連絡票に保証人の連絡先等の情報を記入し、保証状、保証人の登記事項証明書及び印鑑証明書と併せて提出してください。なお、保証金の没収に該当する事由が発生した場合等においては、この用紙に記載されている連絡先に連絡を行うことがあります。

保証人の連絡先等

担当部署住所 :
担当部署名 :
担当者氏名（ふりがな） :
電話番号 :
Eメールアドレス :

格付に関する情報

保証人の長期信用格付 :
（保証状提出時）
上記格付をした格付業者 :

必須確認事項

提出時は、必ず事前に下記についてご確認いただき、確認が完了した場合は、各チェックボックスにレ印を付してください。

- 保証状、印鑑証明書、登記事項証明書（代表者事項証明書）については必ず原本を提出して下さい。印鑑証明書、登記事項証明書（代表者事項証明書）については、発行から3か月以内のものに限ります。

【様式 4-5】 保管金払渡請求書

保管金払渡請求書

(保管金払渡請求事由)

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第
13号第2項第6号により定めた〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促
進区域に係る公募占用指針に基づく第〇次保証金の払渡

令和 年 月 日
歳入歳出外現金出納官吏

国土交通省大臣官房会計課 出納第一係長
〇〇 〇〇 殿

住所

氏名 〇〇株式会社
代表取締役
〇〇 〇〇

印 鑑

上記事由により、下記の保管金を下記振込先に振り込んで下さい。

金 ¥ 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 -

件名 〇〇沖洋上風力発電事業

保管金提出書 日付 令和 年 月 日
日付及び番号 番号 令和 年度 港第 号

振込先

フリガナ マルマルカブ シカ イヤ
口座名義 〇〇株式会社

金融機関名 〇〇銀行 支店 〇〇支店

口座番号 1234567 普通 / 当座

<添付書類>

1. 印鑑証明書 (押印前3か月以内に発行されたもの)

【様式 4-6】保証状の返却依頼書

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

名 称：
所 在 地：
代 表 者 氏 名： _____ 印
担 当 者 氏 名：
(連絡先)

保証状の返却依頼書

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき公募を実施した〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業について、公募占用指針に規定される保証状の返却事由に該当する事由が発生したため、国土交通省に提出している保証状の返却を依頼します。

記

1. 公募参加者又は選定事業者名
2. 保証委託者
3. 保証委託者と依頼者（返却者）との関係
4. 保証期間 自 年 月 日 至 年 月 日
5. 保証金額 円
6. 該当する保証状の返却事由

以上

<添付書類>

1. 印鑑証明書（押印前3か月以内に発行されたもの）

【様式 4-7】再生可能エネルギー電気の供給開始報告

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

名 称：
所 在 地：
代 表 者 氏 名：
担 当 者 氏 名：
(連絡先)

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業に係る再生可能エネルギー電気の供給開始報告

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業について、以下のとおり、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始したため、この旨報告いたします。また、供給開始を証明する書類を添付いたします。

1. 占用区域名：
2. 供給開始日：
3. 選定事業者名：

なお、併せて提出する保管金払渡請求書（又は保証状の返却依頼書）のとおりに、第3次保証金の返還（又は保証状の返却）を請求します。

以上

【様式 4-8】 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

名 称：

所 在 地：

代 表 者 氏 名：

担 当 者 氏 名：

担 当 者 連 絡 先：

第 2 次保証金及び第 3 次保証金 の没収免除申請書

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業について、公募占用指針で規定されている第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除に該当する事由が発生したため、第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収の免除を申請します。

また、没収の免除を受けるために、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査を受けることに同意いたします。

占用区域名	
選定事業者名	
該当する第 2 次保証金 及び第 3 次保証金没収 事由	
没収免除事由（公募占 用指針に規定する事由 に限る）	
詳細説明 （設備設置場所（予定 地）の収容、被災 ・被害による影響につ いて具体的に記載）	

5. 選定又は非選定理由に関する提出書類

【様式 5】 選定事業者の選定結果に係る確認書

令和 年 月 日

選定事業者の選定結果に係る確認書

XXX 殿

応募コンソーシアム名

代表企業 名 称 :

所 在 地 :

代 表 者 氏 名 :

令和 年 月 日付で公募占用指針が公示されました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業に係る選定事業者の選定結果について下記のとおり説明を求めます。

説明を求める内容

--

事業者連絡先	担当者所属・氏名: 電話: E-mail:
--------	-----------------------------

※説明を求める内容は、簡潔かつ具体的に記入すること。

6. 辞退及び変更に関する提出書類

【様式 6-1】 辞退届

令和 年 月 日

〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域洋上風力発電事業
辞退届

XXX 殿

応募コンソーシアム名

代表企業 名 称 :

所 在 地 :

代 表 者 氏 名 : _____ 印

令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました〇〇沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関し、令和 年 月 日付で参加表明を行っていましたが、下記の理由により参加を辞退します。

記

(参加を辞退する理由を記載すること。)

<添付書類>

1. 印鑑証明書 (押印前3か月以内に発行されたもの)

【様式 6-2】 公募占用計画変更申請書

令和 年 月 日

公募占用計画変更申請書

経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

名 称：
所 在 地：
代 表 者 氏 名：_____ 印

下記の通り公募占用計画を変更したいので認定願います。

場 所		
認定年月日	年 月 日 第 号	
変 更 事 項	新	
	旧	
変更の理由		
備 考		
添 付 書 類	変更後の公募占用計画 認定公募占用計画との新旧対照資料 その他経済産業大臣又は国土交通大臣が必要と認めるもの	

事業者連絡先	担当者所属・氏名： 電話： E-mail：
--------	-----------------------------

<添付書類>

1. 印鑑証明書（押印前3か月以内に発行されたもの）

【様式 6-3】 制度変更希望届

令和 年 月 日

制度変更希望届

国土交通大臣 殿
経済産業大臣 殿

名 称：
所 在 地：
代 表 者 名：_____ 印

下記の制度変更を希望します。

記

保証金制度の変更及び価格調整スキームを適用する変更

なお、電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出（陸上における事業用電気工作物の設置の工事に係るもの及び海域における事業用電気工作物の設置の工事に係るもの）の予定日は下記のとおりとする。

工事計画届出予定日（陸上）：

工事計画届出予定日（海域）：

7. 防衛省への確認に係る提出書類

【様式 7】防衛省への影響確認書（参考様式）

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

（事業者名）

青森県沖日本海（南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力
発電事業が自衛隊及び在日米軍に及ぼす影響について

令和〇年〇月〇日付で公募占用指針の公示がありました青森県沖日本海（南側）海洋再生可能エネルギー
発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業が自衛隊及び在日米軍の活動に与える影響について確認し
たいので、別添のとおり依頼します。

別添：風車情報入力シート